

総合特別区域における規制の特例措置に係る国と地方の協議（平成29年秋及び平成30年春）の結果について（案）

内閣府地方創生推進事務局

総合特別区域の全38特区（国際7、地域31）について、総合特別区域法（平成23年法律第81号）第10条及び第33条の規定に基づき、指定地方公共団体から平成29年秋※及び平成30年春協議に係る提案を受け付け、5特区から提案のあった、規制の特例措置（12提案）に係る国と地方の協議を行ってまいりました。

※継続協議分のみ。その他の提案の協議結果は、平成30年3月23日に公表済み。

1. 協議の結果（概要）

（1）協議対象

12項目

（2）協議の経緯

○平成29年秋協議（継続協議分のみ）

平成29年

12月～ 実務者間による対面協議、書面協議

（提案に係る具体的な取組や解決すべき課題等、規制の趣旨、適用の考え方について議論）

平成30年

7月 協議終了

11月 総合特区推進本部開催（協議結果のとりまとめ）

○平成30年春協議

平成30年

7月～ 実務者間による対面協議、書面協議

（提案に係る具体的な取組や解決すべき課題等、規制の趣旨、適用の考え方について議論）

10月 協議終了

11月 総合特区推進本部開催（協議結果のとりまとめ）

(3) 協議結果（内閣府整理）

区分		法令改正等を措置	法令改正等の措置方針	現行制度で対応可	必要に応じ再協議	自治体で再検討	合意に至らず	合計
		i	ii	iii	iv	v	vi	
29年 秋※	項目数	1	0	0	0	0	0	1
	割合	100%	0%	0%	0%	0%	0%	100%
30年 春	項目数	0	0	5	3	3	0	11
	割合	0%	0%	46%	27%	27%	0%	100%

※継続協議分のみ。その他の提案の協議結果は、平成30年3月23日に公表済み。

○区分（内閣府フラグ）の考え方

- i) 取組を実現するため、法令改正等の措置を行うことについて国と地方で合意に至ったもの
- ii) 取組を実現するため、法令改正等の措置を行うという方向性について合意に至り、一部条件等を詰めるための協議を継続するもの
- iii) 現行制度においても取組の実現が可能であることについて国と地方で合意に至ったもの
- iv) 自治体は省庁から提示された見解を受け入れたが、必要が生じた場合に改めて協議を行うもの
- v) 一旦協議を終了し、再提案に向けて提案者側で再検討を行うもの
- vi) 国と地方の間に見解の相違があり、合意に至らなかったもの

2. 今後の予定

協議の結果、法令改正等を措置することとなったものについては、早期実現へ向け、関係省庁において引き続き検討を進めていきます。また、現行制度で対応可能となったものについては、自治体において事業実施に向けた取組を進めていくこととなります。

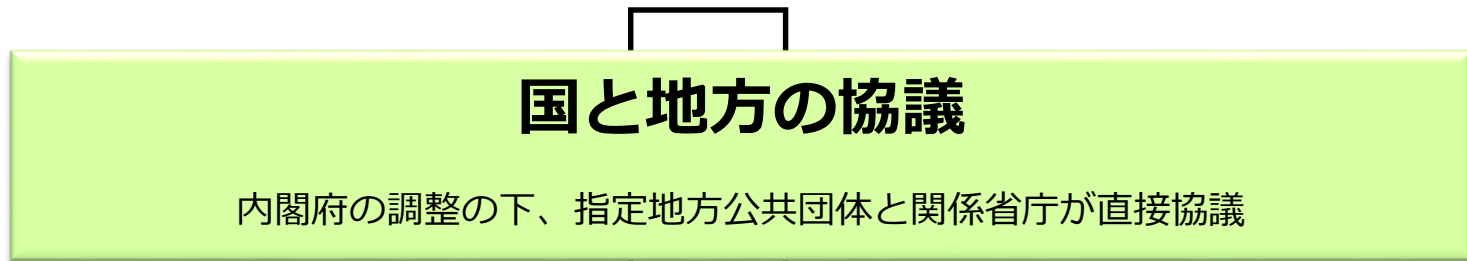
なお、これまでの協議において、取組を実現する方向で条件等の詰め協議を行うこととなったものについては、その後の進捗状況について定期的なフォローアップを行い、公表します。

また、9月中旬より平成30年秋協議に係る新たな規制の特例措置に係る提案の受付を開始しています。

総合特別区域における規制の特例措置に係る国と地方の協議 (平成29年秋・平成30年春)の結果について①

協議の進め方

指定地方公共団体が規制の特例措置を提案
【平成29年秋※：1特区から1項目 平成30年春：4特区から11項目】



総合特区推進本部の開催
(協議結果のとりまとめ)

	法令改正等の措置を行うことで合意	現行制度で対応可	必要が生じた場合に改めて協議	提案者側で再検討
平成29年秋※	1	0	0	0
平成30年春	0	5	3	3

※継続協議分のみ。その他の提案の協議結果は、平成30年3月23日に公表済み。

総合特別区域における規制の特例措置に係る国と地方の協議 (平成29年秋・平成30年春)の結果について②

平成29年秋：法令改正等の措置を行うことについて国と地方で合意に至ったもの

特定伝統料理海外普及事業における外国人料理人の受入対象の拡大

【京都市地域活性化総合特区（京都市、京都府）】

提案内容

総合特別区域における規制の特例措置を活用した「特定伝統料理海外普及事業」において、意欲の高い外国人の更なる受入・育成ができるよう、受入条件に以下2点を追加する。

○現行では、海外の所属機関から派遣されるなどの外国人に受入対象が限定されているところ、農林水産省が定める「海外における日本料理の調理技能の認定に関するガイドライン」に基づく「実務経験が概ね2年程度の者（ゴールド）」又は「日本料理学校等の卒業生又は実務経験が概ね1年程度の者（シルバー）」の認定を受けている外国人を新たに受入対象に追加する。

○上記の受入対象の追加により、特区での就労を希望する外国人料理人の増加が見込まれることから、1事業所当たり2人とされている上限人数を3人に増やす。

協議結果

法務省から、提案された2点について、告示改正等を行う方向で関係省庁と検討を進めるとの見解が示された。

また、厚生労働省から、特区の提案は前向きに検討し得るものであることから、内閣府及び法務省の告示改正等を行う方向で検討に協力したいとの見解が示された。

さらに、農林水産省から、特区の提案は日本食・食文化の海外普及の推進に資するものであるとの見解が示された。

指定自治体は上記見解を了解したため協議を終了した。

総合特別区域における規制の特例措置に係る国と地方の協議 (平成29年秋・平成30年春)の結果について③

平成30年春：現行制度で対応可になったもの

特定遊興飲食店営業許可を受ける場合の設備要件(設備設置義務)の緩和

【アジアヘッドクォーター特区(東京都)】

提案内容

飲食店が深夜に客を遊興させ、酒類を提供するために必要となる風営法の特定遊興飲食店営業許可にかかる設備要件について、当該営業許可を受けるためには「恒常的に設備を設ける」必要があるが、様々なレイアウトに対応するコンベンション施設やホテルのバンケット施設等では、「恒常的に設備を設ける」ことができない。これらの施設においても特定遊興飲食店の営業許可を受けられるようにするため、設備設置要件を緩和する。

協議結果

警察庁から、特定遊興飲食店営業の許可にあたり、営業所内に「恒常的に設備を設ける」ことを要するとはされていないところ、個々の営業について許可がなされるか否かは、個別具体の事情に応じて都道府県警察が判断をするところである旨が示された。

また、特定遊興飲食店営業の許可を受けた営業所であるホテルの宴会場等におけるイベントに応じた様々なレイアウト変更については、許可取得後は見通しを妨げない程度の変更であれば届出を要せず、また、それ以外の場合でも軽微な変更等の届出を行えば対応可能であるとの見解が示された。

指定自治体は上記見解を了解したため協議を終了した。

総合特別区域における規制の特例措置に係る国と地方の協議 (平成29年秋・平成30年春)の結果について④

平成30年春：現行制度で対応可になったもの

介護保険法における介護保険特定福祉用具導入時の、地方自治体が独自に設けた補助制度との併用について【さがみロボット産業特区（神奈川県）】

提案内容

生活支援ロボットの普及を促すために、介護保険法で規定する介護保険特定福祉用具の対象となる介護ロボットの導入に際して、**介護保険の適用と地方自治体が一般財源で独自に設けた補助制度との併用を認める。**

協議結果

厚生労働省から、介護保険給付と地方自治体が一般財源で独自に設けた補助制度との併用を禁止する規定はないため、**併用について妨げるものではない旨が示された。**指定自治体は上記見解を了解したため協議を終了した。

介護従事者の働き方改革の実現

【岡山型持続可能な社会経済モデル構築総合特区（岡山市）】

提案内容

介護従事者の負担軽減やワークライフバランスの実現に向けて、各介護事業所が介護ロボットの導入に当たって十分な試用を行った上で購入を判断できるよう、**地域支援事業を活用し、居宅サービスの介護事業所に対して一定期間介護ロボットを貸与する。**

協議結果

厚生労働省より、平成26年度の見直しにより、地域医療介護総合確保基金事業等で実施すべきものについては**地域支援事業の任意事業の対象外**となったため、**基金事業等の既存事業の活用を検討されたい**との代替案が示された。

指定自治体は、地域医療介護総合確保基金の活用について県と協議を行い、当該基金による実現が難しい場合には改めて厚生労働省と協議を行うこととしたため、協議を終了した。

総合特別区域における規制の特例措置に係る国と地方の協議 (平成29年秋・平成30年春)の結果について⑤

平成30年春：現行制度で対応可になったもの

訪問介護インセンティブ事業

【岡山型持続可能な社会経済モデル構築総合特区（岡山市）】

提案内容

高齢者が自ら在宅で生活する能力を維持していけるよう、訪問介護事業所にリハビリ専門職との連携を促すとともに、連携による状態改善の効果を測定し、一定の成果を示した事業所を表彰することで、より科学的根拠に則った介護を提供する事業所の取組を後押しするため、以下の2点を提案する。

生活機能向上連携加算について

加算の取得要件となっているリハビリ専門職の所属先を、訪問リハビリ事業所や医療提供施設等の特定の機関に限定しない。

地域支援事業について

リハビリ専門職の訪問介護への派遣に係る費用や、派遣による効果の測定や利用者の状態改善に関する分析、事業所の表彰等を実施する費用について、地域支援事業の活用を可能とする。

協議結果

厚生労働省より、以下の見解が示された。

生活機能向上連携加算について

平成30年度介護報酬改定において、リハビリ専門職等と連携して作成した計画に基づく介護に対する評価を新設したところであり、この改定の効果を検証することが必要であることから、現時点で要件緩和を行うことは困難。

地域支援事業について

地域支援事業の一般介護予防事業では、訪問介護等へのリハビリ専門職等による支援や、介護予防の知識向上等の普及啓発等が実施可能であるため、地域支援事業実施要綱の範囲内で実施してはどうか。

指定自治体は上記見解を了解し、地域支援事業実施要綱における不明点については別途厚生労働省に相談することとしたため、協議を終了した。

総合特別区域における規制の特例措置に係る国と地方の協議 (平成29年秋・平成30年春)の結果について⑥

平成30年春：現行制度で対応可になったもの

研究開発用海洋エネルギー関連発電設備の設置に係る法定手続の簡素化

【ながさき海洋・環境産業拠点特区（長崎県、長崎市、佐世保市、西海市）】

提案内容

実証試験段階の研究開発用潮流発電装置について、研究開発の機動性を高めるため、電気事業法に基づく装置設置前の**工事計画認可(第47条)**を**工事計画届出(第48条)**へ、稼働開始前の**主務大臣による使用前検査(第49条)**を**自主検査**である**使用前安全管理検査(第51条)**へ適用を変更するとともに保安規程に基づく**電気主任技術者による定期検査**を省略する。

協議結果

経済産業省より、提案の通りに適用条文を変更した場合、手戻りが発生し、かえって負担が増加する可能性があるため、打ち合わせを密にしながら**現行法で対応した方が効率的であると思われる**旨が示された。また、電気主任技術者による定期検査の省略については、**公共の安全を確保するために受け入れることはできない**が、検査間隔は研究開発設備の特性を踏まえた計画を立てることで対応可能である旨が示された。

指定自治体は上記見解を了解したため協議を終了した。

総合特別区域における規制の特例措置に係る国と地方の協議 (平成29年秋・平成30年春)の結果について⑦

平成30年春：必要が生じた場合に改めて協議することになったもの

高齢者の活躍推進事業

【岡山型持続可能な社会経済モデル構築総合特区（岡山市）】

提案内容

高齢者が要支援や要介護の状態になっても、地域や社会と関わることでいつまでも生きがいを持ち、自立して暮らすことができるよう、介護報酬の中に、機能訓練の代わりに就労（生産活動等）を行う形態の「就労型サービス」を設ける。

協議結果

厚生労働省より、就労（生産活動）は、現行制度下の通所介護の機能訓練の一環として実施できるものと考えられるが、就労を含めた利用者のさらなる社会活動を推進する方策について、**現在実施している介護サービス事業における社会参加に関する調査研究の成果等も踏まえつつ、引き続き要望市町村と検討する旨**が示された。
指定自治体は上記見解を了解し、協議は終了した。

通所介護サービスにおける質の評価の拡充

【岡山型持続可能な社会経済モデル構築総合特区（岡山市）】

提案内容

岡山市が平成25年度より実施するデイサービス改善インセンティブ事業の効果を踏まえ、通所介護事業所における利用者の状態像の維持改善に向けた取組を後押しするため、状態像の維持改善というアウトカムを評価する現行のADL（日常生活動作）維持等加算に加え、**より質の高いサービスを提供するための体制（ストラクチャー）や取組内容（プロセス）を評価する加算を創設する。**

協議結果

厚生労働省より、通所介護については、平成30年度介護報酬改定により、従前設けられている中重度者ケア体制加算や個別機能訓練加算に加え、生活機能向上連携加算やADL維持等加算等が新たに設けられたところであり、**来年度以降に行う改定内容の検証プロセスに提案自治体にも関与してもらうなどの対応を検討したい**との見解が示された。
指定自治体は上記見解を了解し、検証への関与について別途厚生労働省と相談することとしたため、協議を終了した。

総合特別区域における規制の特例措置に係る国と地方の協議 (平成29年秋・平成30年春)の結果について⑧

平成30年春：必要が生じた場合に改めて協議することになったもの

認知症情報共有事業

【岡山型持続可能な社会経済モデル構築総合特区（岡山市）】

提案内容

75歳以上の運転者の運転免許更新時に実施される認知機能検査において、「**認知症の恐れあり**」と分類された者の情報を自治体へ提供することを可能とすることで、認知症でありながら必要な支援を受けられていない者に対して自治体による早期発見・介入を可能とし、認知症の進行を遅らせたり、適切な環境を整備する。

協議結果

警察庁より、認知機能検査は安全運転の継続を支援すること等を目的とした制度であり、提案のような認知症ケアを前提とした自治体への情報提供は困難であるが、認知機能検査で「**認知症の恐れあり**」と分類された者に対して送付している**臨時適性検査の通知等に、自治体**が作成する**情報提供に関する書類を同封し、受取人から自治体に連絡していただく**といった対応は可能であると代替案が提示された。

指定自治体は上記見解を了解したため協議を終了した。

総合特別区域における規制の特例措置に係る国と地方の協議 (平成29年秋・平成30年春)の結果について⑨

平成30年春：提案者側で再検討することになったもの

風営法の特定遊興飲食店営業許可に伴う、最低面積要件(33㎡以上)の緩和

【アジアヘッドクォーター特区(東京都)】

提案内容

風営法における特定遊興飲食店営業許可を受けると、深夜に客に遊興をさせ、酒類を提供することができるが、各客室1室あたりの営業面積が33㎡を下回る場合は、営業許可を受けることができない。

外国人観光客等がナイトライフを楽しめる環境を充実させるためには、上記の面積要件が弊害となっているため、以下3点を提案したい。

○客室1室あたりの営業面積が33㎡未満となる場合においても、許可対象となるようにする。

○客室1室あたりでなく、店舗全体の営業面積が33㎡以上であれば営業許可を受けられるようにする。

○店舗全体が33㎡に満たないような小規模な店舗に対し、「簡易特定遊興飲食店営業許可」といった小規模店舗に向けた簡素な営業許可を新設する。

協議結果

警察庁より、特定遊興飲食店営業においては、特定の客を対象とする接待が禁止されていることから、提供するサービスは不特定の客を対象とする必要があり、同営業において客に遊興をさせる行為が、**特定の客を対象としたものとならないよう客室の床面積要件を定めていることから、提案内容を認めることは困難**であるとの見解が示された。

一方で、床面積が33㎡に満たない客室で客に遊興をさせる営業は、特定の客を相手とした接待に当たると評価され得るもので、風俗営業の許可の対象となるものと考えられることから、**風俗営業の許可を取得することにより、営業が可能であるとの代替案が示された**。また、風俗営業の許可を取得した営業については、営業時間(深夜における営業の原則禁止)の規制を受けることになるが、都道府県が条例で指定した地域においては、当該条例で定める時間まで営業することができることが示された。

上記見解に対し指定自治体は、**代替案での対応は考えておらず、また33㎡の根拠が明確でなく、一定の条件下で床面積を緩和する余地もあるのではないかと受け止めているが、今後の事業計画の進捗を見ながら改めて再提案について検討することとしたため、一旦協議を終了する**。

総合特別区域における規制の特例措置に係る国と地方の協議 (平成29年秋・平成30年春)の結果について⑩

平成30年春：提案者側で再検討することになったもの

風営法における特定遊興飲食店営業の許可に係る営業制限地域の指定に関する基準の緩和 (水平距離でなく空間距離による制限)

【アジアヘッドクォーター特区（東京都）】

提案内容

風営法では、保全対象施設(保育所や病院等)の敷地の周囲おおむね100m(水平面の距離)以内における特定遊興飲食店営業は認められていない。そのため、例えば高層の複合建物において、低層部に保全対象施設があり、高層部でダンスクラブ等の営業を行おうとした場合、保全対象施設の周囲おおむね100m以内に特定遊興飲食店が存在することとなり、ダンスクラブ等は営業許可を受けられないこととなる。

外国人観光客等がナイトライフを楽しめる環境を充実させ、国際的なMICE誘致・外国人観光客誘致の競争力を高めることを目的に、上記の営業制限地域の指定基準に関して、「保全対象施設の敷地からの水平距離による制限」ではなく「保全対象施設からの空間距離による制限」としていただきたい。

協議結果

警察庁より、仮に提案の通り解釈運用基準を改定した場合、ビルの低層部に所在する保全対象施設について、当該ビルの高層部から降りてきた酔客のけん騒等による当該保全対象施設への影響は、重大なものとなり得ると考えられるにもかかわらず、保全対象施設の所在するビルの高層部では特定遊興飲食店が立地可能となる一方で、当該保全対象施設に隣接する地域では特定遊興飲食店が立地できないこととなるなど、合理的な規制とならないことが懸念されるため、提案を認めることは困難であるとの見解が示された。一方で、都道府県は、条例により、地域の実情に応じて保全対象施設に係る規制を柔軟に定めることが可能であるため、条例の制定により提案の内容を実施することが可能である旨が示された。

上記見解に対し、指定自治体は、条例の制定による対応については、手続き面を考慮すると実施の可否を検討する必要があるとした上で、解釈運用基準の改定について、内容の工夫次第で合理性を担保できるものとするが、今後の事業計画の進捗を見ながら改めて再提案について検討することとしたため、一旦協議を終了する。

総合特別区域における規制の特例措置に係る国と地方の協議 (平成29年秋・平成30年春)の結果について⑪

平成30年春：提案者側で再検討することになったもの

通所介護送迎の柔軟化

【岡山型持続可能な社会経済モデル構築総合特区（岡山市）】

提案内容

通所介護における利用者の送迎については、自家輸送として道路運送法上の規制の対象とならず、また、介護報酬の加算の対象となっているが、**いずれも居宅と指定通所介護事業所との間の送迎に限定されている**。食料品店、駅、病院、親族の家など居宅以外の場所へ送迎を可能とすることで、利用者のQOLの向上が図られると考えられることから、以下の2点を提案する。

介護報酬算定について

居宅と指定通所介護事業所の間以外の送迎についても、**一定の条件を満たしていれば、介護報酬の減算を行わない**。

道路運送法について

介護報酬の減算が行われない場合、居宅と指定通所介護事業所の間以外の送迎についても、**自家輸送として扱い道路運送法上の規制の対象としない**。

協議結果

厚生労働省から以下の見解が示された。

介護報酬算定について

通所介護における送迎は、送迎にかかる費用を利用者本人の負担とすると、サービスの利用に支障が生じる恐れがあるため、介護報酬上評価しているものである。**自宅以外の場所への送迎については、その観点から外れるため、提案の内容を受け入れることは困難である**。

国土交通省から以下の見解が示された。

道路運送法について

厚労省の見解により、提案の輸送が、**送迎減算の対象となることが明らか**なため、自家輸送としての検討は行わない。

なお、個別の輸送について改めて相談があれば対応したい。

上記見解について、指定自治体は、**事業者等とも相談の上検討し、必要に応じて再度協議をすることとしたため、一旦協議を終了する**。